

# 競技会において着用又は携行することができる水泳用品、用具の商業ロゴマーク等についての取扱い規程

一般社団法人日本パラ水泳連盟  
2013年4月8日制定・施行  
2016年2月28日一部改正  
2017年4月1日一部改正  
2021年2月21日一部改正  
(同年3月16日施行)

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本パラ水泳連盟（以下「本連盟」という。）競技者資格規程第6条第1項第1号に規定する商業ロゴマーク（商標・商標名の総称）等の取扱いに関することを定める。

(ロゴマーク等の使用基準)

第2条 全ての競技者、監督、コーチ及び役員（以下「競技者等」という。）は、競技会の会場内で着用する水着及びウェア・持ち物に付けることができる所属チーム等の名称・マーク、スポンサーのロゴマーク、メーカーのロゴマークについて、次のとおり取り扱う。

(1) 水着及びウェア・持ち物には、それぞれ利用の異なる毎に、次の名称・マークを付けることができる。

- 1) 自分の氏名や所属チームの名称・マーク
- 2) パラリンピック大会や世界選手権大会等の競技会を表す名称・マーク
- 3) 国旗・国又は地域の名称（自国でなくても良い。）、都道府県や市町村の名称・マーク
- 4) 公式競技会及び公認競技会のシンボルマークや本連盟が認めたもの
- 5) 水着には、30cm<sup>2</sup>以内の本連盟に事前承認を得たスポンサーロゴマークを1個及びメーカーロゴマークをウエストより上部に1個、下部に1個付けることができる。ただし、これらのメーカーのロゴマークは、相互に隣接して付けてはならない。ツープiecesの水着には、上部に1個、下部に1個付けることができる。

前記1)から4)までの所属チーム等の名称・マークの大きさに制限は無いが、水着に付ける所属チーム等の名称・マークは50cm<sup>2</sup>以内で1個とする。

- 6) ウェアには、40cm<sup>2</sup>以内の本連盟に事前承認を得たスポンサーのロゴマーク及びメーカーのロゴマークを1個付けることができる。
- 7) その他の持ち物には、20cm<sup>2</sup>以内の本連盟に事前承認を得たスポンサーのロゴマーク及びメーカーのロゴマークを1個付けることができる。

(2) ロゴマーク面積の計測方法は着用前のものとし、ロゴマークを正方形あるいは長方形とみなし、縦×横で面積を求める。

(スポンサーのロゴマークに取扱い)

第3条 スポンサーのロゴマークは、競技者等に相応しい商標等とする。また、本連盟のスポンサー・パートナー等に登録されている企業と競合社のロゴ等については基本的に認めていないこと等、事前に良く相談しなければならない。

2 スポンサーロゴマークの取扱いは、登録団体に対する商標等とし、個人に対する取扱いはできない。なお、スポンサー企業は、1登録団体に付き1社とする。

3 本規程は、競技者等がスポンサーロゴマークを付して競技することを定めたものであり、競技者資格規程第7条に規定された競技者に禁止される商行為を行ってならない。

(スポンサーのロゴマークの申請方法)

第4条 スポンサーのロゴマークを使用する場合は、その3か月前までに表示内容、場所、個数、大きさ等を明記した「スポンサーロゴマークの使用申請書」(別紙様式)を本連盟宛に提出し、承認を得なければならない。

(スポンサーロゴマークの承認手続)

第5条 承認の手続きは、本連盟で内容を確認したうえ、申請者への承認通知を送付する。

附 則

本規程は、本連盟の設立の登記の日から施行する。

附 則

本規程は、公益財団法人日本水泳連盟の規程一部改正に準拠し、平成28年2月28日から施行する。

附 則

本規程は、公益財団法人日本水泳連盟の規程一部改正に準拠し、2017年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、2021年3月16日から施行する。